

京都市告示第 22 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 18 年 4 月 5 日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類 府 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
大覚寺平岡線	右京区嵯峨大覚寺門前六道町39番地の9地先から	旧	メートル 52.50	6.10 ～メートル 6.20
	同区嵯峨大覚寺門前登り町5番地の2地先まで	新	52.50	7.08 ～ 7.25
上久世石見上里線	南区久世中久世町四丁目61番地の1地先から	旧	60.00	7.45 ～ 8.15
	同区久世殿城町92番地の1地先まで	新	60.00	7.31 ～ 8.02

(建設局道路部道路明示課)